

平成31・32年度佐野市建設工事等入札参加資格及び申請手続

平成31・32年度に佐野市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託並びに物品の製造・販売及び役務の提供の入札に参加するための資格並びにその手続等について、次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（第167条の11第3項の規定により準用する場合を含む。）及び佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第74条第1項（第89条の規定により準用する場合を含む。）の規定により公示します。

平成30年11月9日

佐野市長 岡 部 正 英

1 平成31・32年度佐野市建設工事等入札参加資格の前提要件

入札に参加するための前提要件は、次のとおりである。

○共通要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加資格の欠格事項に該当しないこと。
- (2) 国税（消費税を含む。）及び地方税を完納していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。

○業務別要件

(4) 建設工事

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の規定による建設業者であること
- イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
（審査基準日が平成29年6月30日以降で、申請時に建設業法第27条の29の規定による総合評定値（P）の通知を受けていることが要件となる）
- ウ 直前2年間の各営業年度中に完成工事高があること。
- エ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
- オ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
- カ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）

(5) 測量・建設コンサルタント等業務委託

ア 直前2年間の各営業年度中に業務実績があること。

イ 業務に関し、法律上必要とする資格を有すること。

(6) 物品の製造・販売及び役務の提供

ア 直前2年間の各営業年度中に業務実績があること。

イ 申請する業務に当たり法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格を有すること。

2 手続の方法

(1) 提出書類

ア 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託

別紙「平成31・32年度佐野市入札参加資格審査申請書類一覧表（建設工事）」及び「平成31・32年度佐野市入札参加資格審査申請書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）」のとおり

※別紙「平成31・32年度入札参加資格審査申請書提出要領（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託）」に基づき記入すること。

イ 物品製造・販売及び役務の提供

別紙「平成31・32年度入札参加資格審査申請書提出要領（物品製造・販売及び役務の提供等）」の「6 提出書類一覧表」のとおり

※別紙「平成31・32年度入札参加資格審査申請書提出要領（物品製造・販売及び役務の提供）」に基づき記入すること。

(2) 受付方法、受付期間、宛て先

ア 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託

○受付方法：『郵送のみ』

※一般書留、簡易書留又は配達記録のいずれかにより郵送（期日必着）

○受付期間：《市内業者・準市内業者》

平成30年12月3日(月)から

平成31年1月11日(金)まで

《市外業者》

平成30年12月17日(月)から

平成31年1月18日(金)まで

○宛て先：〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市役所 行政経営部 契約検査課 契約係

イ 物品の製造販売及び役務の提供

【定期申請】

○受付方法：『郵送のみ』

※一般書留、簡易書留又は配達記録のいずれかにより郵送（期日必着）

○受付期間：《市内業者・準市内業者》

平成30年12月3日(月)から

平成31年1月11日(金)まで

《市外業者》

平成30年12月17日(月)から

平成31年1月18日(金)まで

○宛て先：〒327-8501 佐野市高砂町1番地

佐野市役所 行政経営部 契約検査課 契約係

【随時申請】 定期申請期間終了後、随時にて受付を行う。

受付方法：郵送又は持参

午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

3 有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成31・32年度の2か年とする。ただし、建設工事に係る経営事項審査結果通知書の有効期間は審査基準日から1年7ヵ月であるため、毎年経営事項審査を受けること。

また、次の書類を平成31年度の定められた期間に佐野市長に提出することを要件とし、提出しない場合の有効期間は、平成31年度1か年とする。

(1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託の市内及び準市内業者

ア 直前1年間の市民税、固定資産税、消費税等の納税証明書 各1部

イ 職員名簿（技術職員名簿及び技術職員以外の職員名簿） 各1部

ウ 経営事項審査結果通知書の写（建設工事のみ）

審査基準日：平成30年6月30日以降 1部

（なお、総合評定値（P）の通知を受けていること）

(2) 物品の製造・販売及び役務の提供の市内業者

ア 直前1年間の市民税、固定資産税、消費税等の納税証明書 各1部

4 入札参加資格の決定

物品の製造・販売及び役務の提供業者における入札参加資格の決定は、生産額又は販売額、経営規模、経営状況、営業年数、その他添付書類に基づき決定をする。

5 格付け

建設工事の市内業者及び準市内業者に対しては、入札に参加できる範囲を、工種ごと、設計金額ごとに定め(格付けし)、通知する。格付けは、経営事項審査結果等に基づいて行う。